

# 水産分野における データ利活用ガイドラインとは？

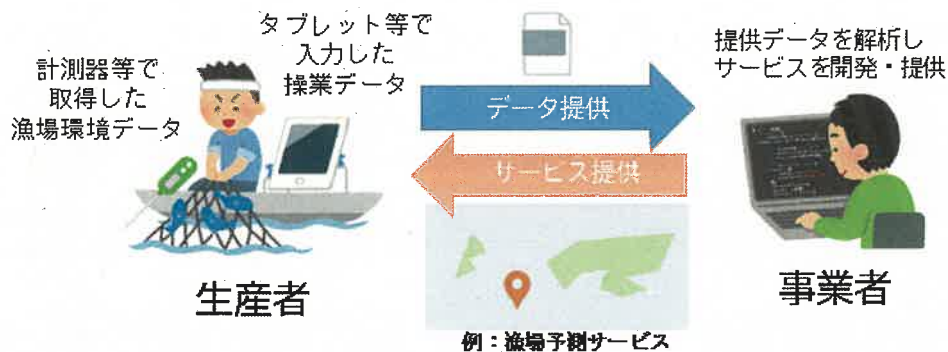
みんなが安心してデータを利用できるスマート水産業へ

## ● スマート水産業とは？

ICT や AI などの先進技術を水産分野で活用して、水産資源の持続的な利用や水産業の成長産業化の実現を目指す取組のことをスマート水産業といいます。例えば、漁場環境データを集めて、AI を活用して漁場形成や赤潮の発生を予測する技術は、スマート水産業の一例といえます。

## ● スマート水産業ではデータ利活用が重要！

多くのスマート水産業では、生産者が漁場環境や生産活動のデータを取得・創出し、そのデータを事業者が整理・分析することで、生産活動の効率化や省力化に資するサービスを提供しています。つまり、生産現場と事業者との間でデータを提供しあう関係にあります。



## ● データ提供時に発生しうるトラブルとは？

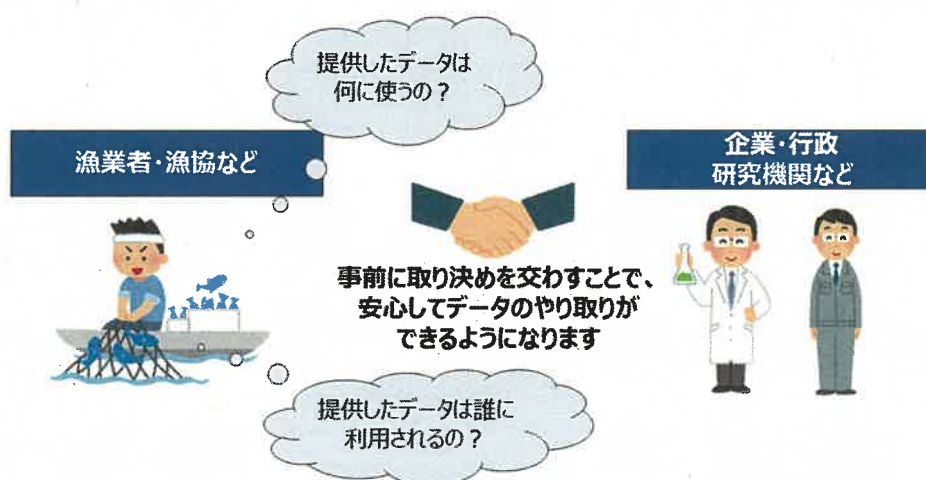
この時に気をつけなければならないのは、データは「無体物（実体がないもの）」なので、民法上の所有権の対象にならないことです。このため、一度データが生産者から流出してしまうと、その権利性を主張することが難しくなってしまいます。このことは、生産者と事業者との間で、トラブルの原因となる可能性があります。例えば、漁業者が、漁場予測サービスを利用するために、事業者にアプリから提供した漁場環境データや操業データが、競合する遊漁者の釣り情報サービス提供に利用されてしまう、といったケースが考えられます。



## ● どうすればいいの？

このようなトラブルを避けるためには、生産者と事業者が通常のサービス利用契約等に加えて、生産者から事業者にデータを提供する際の「取決め（ルール）」を作っておく必要があります。取決めの内容は契約書、約款、規約などに必要な事項が網羅されていることが重要です。

取決めを作っておくことで、生産者は自分が提供したデータが想定しない形で利用されることを防ぐことができます。一方、データを利用する事業者側から見ても、取り決めをしておくことで生産者が秘匿しがちな情報を円滑に提供してもらうことができるようになります。



## ● ガイドラインを読んでみよう！

水産庁が令和4年度に公表した「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」では、水産分野において、生産者と事業者の間で円滑にこの「取決め」を作れるよう、水産分野のデータ提供関係やデータの特徴を解説し、契約書を作る際のポイントを契約書のひな型に基づいて解説しています。全体としてやや難解ですが、特にスマート水産業のサービスを提供する事業者の皆様には、是非読んでいただきたいと考えています。

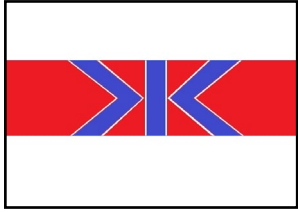
## ● 概要版も制作中！

今後、「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」を、より生産者に分かりやすく理解してもらうための「概要版」の制作が進められています。また、様々な人からデータを集めて、そのデータを基にサービス提供を行う「データプラットフォーム」型のサービスについてもガイドラインに追加する予定です。最新の状況については、水産庁のスマート水産業 HP (<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/smart/>) をチェックしてください。

## 第24回ジャパンインターナショナルフードショー

この資料は、水産庁委託事業（スマート水産業推進事業のうちスマート水産業推進基盤活用推進事業）により、一般社団法人漁業情報サービスセンターが作成しました。

問い合わせ等は漁業情報サービスセンター (<https://www.jafic.or.jp>) まで  
お願いします。



# 水産分野におけるデータ利活用のための 環境整備に係る有識者協議会について

---

水産庁

- 水産庁は、令和3年度末に、データの提供・利用を行う際に、当事者間で適切な取決めをしておくことを推奨する「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」を公表。
- 令和4年度は、このガイドラインの普及啓発に向けた概要版の作成に取り組むとともに、プラットフォーム(PF)を通じてデータの流通を行うケースを想定した場合での、ガイドラインを策定するため、有識者による検討会を実施。

## 委員（◎主査）

◎宮下 和士 北海道大学 教授  
 和泉 雅博 日本事務器株式会社 パーチカルソリューション企画部 シニアマーケットター  
 松本 浩文 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産大学校 准教授  
 寺澤 幸裕 モリソン・フォースター法律事務所 弁護士  
 渡慶次 力 福井県立大学 准教授  
 三浦 秀樹 全国漁業協同組合連合会 常務理事  
 佐野 稔 北海道立総合研究機構 栽培水産試験場 調査研究部長

## オブザーバー

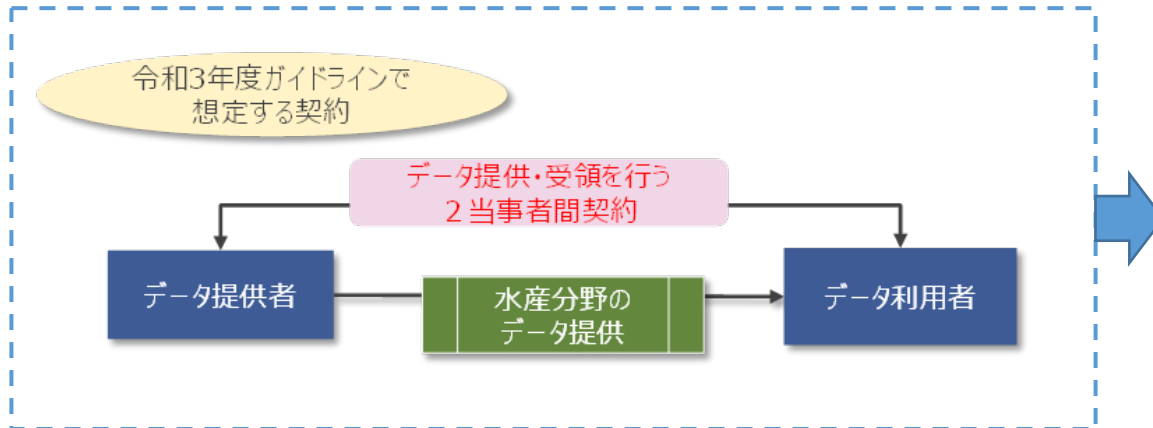
農林水産省 食料産業局 知的財産課  
 水産庁 漁政部 企画課  
 水産庁 増殖推進部 研究指導課  
 国立研究開発法人 水産研究・教育機構  
 一般社団法人 漁業情報サービスセンター

## 事務局

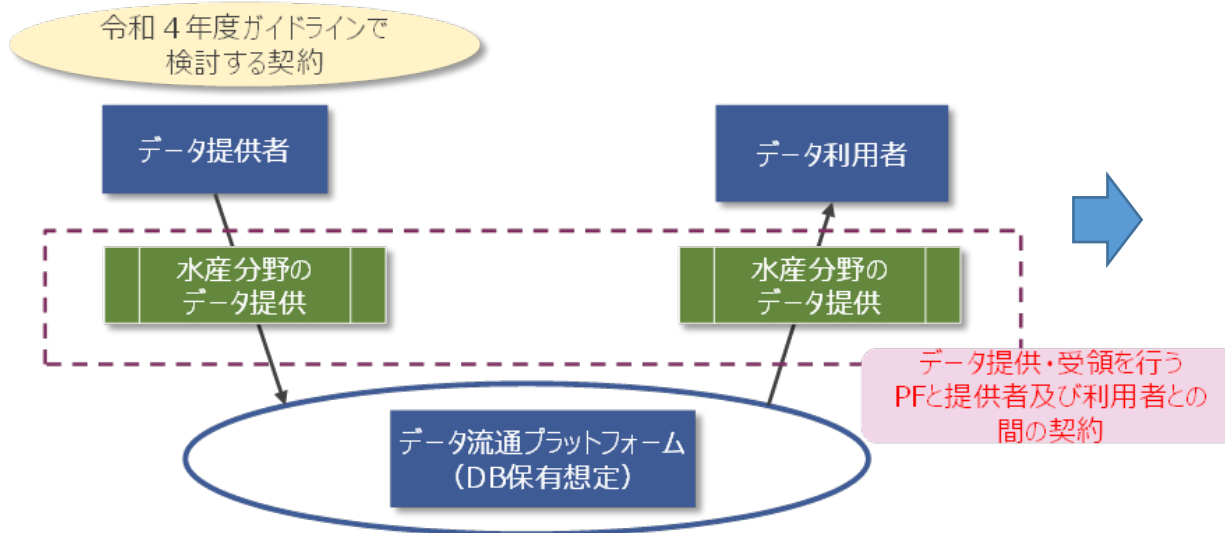
株式会社NTTデータ経営研究所

## <令和4年度検討スケジュール>

開催回	時期	想定される内容
第1回	令和4年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者協議会における開催要項</li> <li>前年度検討結果の振り返りと今年度の進め方、スケジュール等の確認</li> <li>第1回協議会における検討課題 等</li> </ul>
第2回	令和4年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>各論点の検討</li> <li>ガイドライン、標準化等に関する議論 等</li> </ul>
第3回	令和4年11月～12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終とりまとめ 等</li> </ul>



① 令和4年度は、令和3年度公開のガイドラインについて、現場でも理解しやすい概要版を作成。



② PF（プラットフォーム）を利用したデータ提供関係において、データを安心して提供・利用するために必要な取決めを検討し、ガイドライン化する。

- 民間で導入したICTブイや、地方自治体・試験研究機関等が保有する観測ブイ等から得られた海洋環境データを、水産庁に提供してもらい、利用を希望する者にAPIで提供する仕組み。（試験稼働中）
- それぞれの場面で必要となる「取決め」については、現在策定中。

